

医整第441号
平成30年8月27日

岐阜市保健所長 }
各保健所長 } 様

岐阜県健康福祉部医療整備課長

医療機関におけるインフルエンザ等の院内感染対策に係る留意点について

インフルエンザについては、今冬の流行期において県内で大きな流行となり、医療機関内での集団感染も多数発生したところですが、本年7月上旬から中旬にかけて、流行期でないにもかかわらず、県内の病院において10名以上のインフルエンザ罹患患者が発生する事案がありました。

つきましては、下記事項について御留意の上、院内感染対策を徹底するよう、関係機関等に周知いただくとともに、指導方お願いします。

なお、一般社団法人岐阜県医師会及び一般社団法人岐阜県病院協会には別途通知しましたので、申し添えます。

記

○感染症アウトブレイク時の保健所への報告の時期については、「1事例につき発病症例が10名以上となった場合」が目安とされているが、当該感染症の流行期でない時期等に院内での感染拡大の傾向が確認された場合は、この目安にかかわらず、早期に保健所に報告するとともに、感染拡大の防止に向けて、通常時から協力関係にある医療機関との速やかな連携や、院内感染対策の専門家[※]への支援依頼を行うこと。

また、土日祝日の場合であっても、電話で保健所に報告を行うこと。

※岐阜県における院内感染対策相談窓口

岐阜大学医学部附属病院 生体支援センター

〒501-1194 岐阜市柳戸1番1 / TEL : 058-230-7246 / FAX : 058-230-7247

e-mail : kansen@gifu-u.ac.jp

○今冬のインフルエンザの院内感染事案において、アウトブレイク時の初期対応に不十分な点が見受けられたことから、初期対応に当たっては以下の点に留意すること。

- ・インフルエンザ様症状があるすべての患者及び職員を対象に厳密なサーベイランス（監視）を行い、有症状者については、インフルエンザ迅速検査の結果に関わらず、インフルエンザを念頭に対応すること。
- ・高熱がなくても咳など何らかの呼吸器症状があれば、咳エチケットを遵守すること。
- ・症状がある職員の休務を徹底すること。

- ・職員への予防投薬は、多くの職員が罹患又はその可能性が高く、機能維持のために職員の確保が難しくなると予想される場合等において、必要に応じて検討すること。

<参考資料>

■季節性インフルエンザ感染制御およびアウトブレイク対策のためのガイド※

<https://www.med.nagoya-u.ac.jp/kansenseigy/kousei2/5.Influ.pdf>

※平成 25-27 年度 厚生労働科学研究費補助金 新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業
「医療機関における感染制御に関する研究」班（研究代表者 名古屋大学 八木哲也教授）の成果物

健康福祉部 医療整備課 医事係
担当係長 森川 担当 山内
TEL 058-272-1111 (2528)
直通 058-272-8265 FAX 058-278-2623
〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1